

# 神社本庁の職舎売却疑惑に関わる職員の懲戒処分無効確認訴訟について

(令和3年3月12日作成)

## －はじめに知っておいていただきたい大切なこと－

○神社本庁が所有していた不動産（土地建物・すべて**基本財産**）の売却について

	取得価格(簿価)	取得年月	売却価格	売却年月	損失額
青山職舎	3290万円	昭和 59.7	1575万円	平成 24.12	1715万円
中野職舎	1億3300万円	昭和 62.12	3000万円	平成 25.1	1億300万円
百合丘職舎	7億5600万円	昭和 62.12	1億8400万円	平成 27.11	5億7200万円
<b>合 計</b>	<b>9億2190万円</b>		<b>2億2975万円</b>		<b>6億9215万円</b>

すべて(株)ディンプル・インターナショナル社（高橋恒雄社長）へ随意契約により簿価や基本財産であることなど、重要事項の説明はすべて省略の上、特殊な物件の中野職舎を除き固定資産税評価額を下回る価格で売却。神社本庁は約七億の財産を失った。

○百合丘職舎売却のやむを得ない理由とは、老朽化、維持管理、危機管理であったが、調査委員会が危機管理上の問題としていた役務職舎基本方針は、売却の時点では存在しなかったことが裁判の審理で判明している。**売却の本当の目的は何であったのか。**

○株式会社で同じことがあれば、**特別背任罪（刑事）、株主代表訴訟（民事）**の対象。

○不正行為に加担した職員が栄転し、問題を指摘した職員が処分を受ける。この状況を見せつけられた職員の士気は極度に低下し組織は弱体化、同時に社会的信用を失う。

○神社本庁は控訴の構えであるが、勝算があるとは思えない。それでも控訴するなら、そのメリットや必要性を**嘘偽りのない明確な文書**で役員、評議員に示すべきである。

## 百合丘職舎の売却問題

神社本庁は平成27年、基本財産として川崎市に所有する簿価7億5千万円を超える百合丘職舎を老朽化、維持管理、危機管理上の問題などを理由に、売却先が利害関係者であることを秘匿したまま不動産会社の(株)ディンプル・インターナショナルに1億8千4百万円で売却した。しかし翌年の役員会で松山文彦理事(当時)が、職舎が中間省略で即日転売されていることと、転売後に設定された根抵当権の金額(3億円)から売却価格は不当な廉価ではなかったかと指摘したことから、売却に絡む疑惑が表面化した。

## 職員の告発と懲戒処分

この疑惑に対する執行部の対応に疑問を持った稲参事は、売却先の不動産会社の背後関係などからも疑惑には相当の真実性があることを確信するに到り、前財政部長の瀬尾参事の証言などをもとに告発文「檄-己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求める-」を作成し役員二名(当時の小串副総長、櫻井理事)に手交した。

「檄」の内容(要点)は以下の通り

\*関係者への謝罪と反省

- ・職舎売却の真の目的を見抜けず、部長会で随意契約によるディンプル社への売却に賛成してしまったこと。
- ・平成10年の『わたしたちの皇室』創刊時の担当職員でありながら、売却先のディンプル社が、同誌を神社界へ販売しているメディア・ミックス社の関連会社であることに気づかぬままであったこと。
- ・結果的に全国神社および関係者の浄財からなる神社本庁の財産を大きく損失させる行為に加担してしまったこと、など。

\*疑惑を隠蔽し続ける当事者に対する責任追及と関係者への呼びかけ

- ・百合丘職舎売却は役職員(元職員を含む)の絡んだ背任行為であることは明白。
- ・職舎疑惑の責任を財政部長であった瀬尾参事に負わせようとしている総務部長、総務課長、この二人を陰で操っている者(元職員の神道政治連盟会長打田文博氏)に対する指弾。
- ・神社本庁正常化の呼びかけ、など。

その後、紆余曲折を経て調査委員会が設置されたが、売却は適法かつ妥当であったとする報告を根拠として、稲部長は解雇、瀬尾部長は減給降格の懲戒処分を受けた。処分を不服とした両氏は平成29年10月、処分の撤回を求めて神社本庁を東京地裁に提訴した。

## 裁判の経過(概略)

以来、3年にわたり審理が進められたが、令和2年10月29日に結審し、本年3月18日に判決が言い渡されることになった。これまでの審理の経過は以下の通りである。

- ・口頭弁論 4回
- ・弁論準備(和解協議を含む) 14回
- ・提出書面等 原告 訴状、準備書面1～13(最終) 証拠は1～97号証  
被告 答弁書、準備書面1～9(最終) 証拠は1～120号証
- ・証人尋問 2回(令和2年2月20日・3月9日)

証人尋問出廷者

原告側 ・葦津敬之(宗像大社宮司・神社本庁旧職員)

・稲 貴夫(原告本人)

・瀬尾芳也(原告本人)

被告側 ・小野崇之(宇佐神宮宮司・神社本庁旧職員)

・眞田宜修(明治神宮禰宜・神社本庁旧職員)

・木田孝朋(生田神社権宮司・神社本庁旧職員)

・原田恒男(広島県神社庁参事・神舎本庁旧職員)

陳述書提出者(証人尋問出廷者以外の提出者)

原告側 ・小串和夫(前熱田神宮宮司・前神社本庁副総長)  
・吉田茂穂(鶴岡八幡宮宮司・前神社本庁常務理事)

被告側 ・小間澤肇(神社本庁渉外部長兼神道政治連盟事務局長・陳述書提出当時は秘書部長を兼務)  
・牛尾 淳(神社本庁教化広報部長)

## 裁判の争点(概略)

原告らに対する懲戒処分(稲に対する懲戒解雇、瀬尾に対する降格・減給処分)が権利の乱用にあたり認められないか、それとも客観的合理的理由及び社会通念上相当性があるのか、が争われている。主な争点は以下の通りである。

原告・稲に関する事項

○「檄」を作成・交付したこと

原告側主張 内部通報的な意味で目的は正当。交付先は役員二名で内容は事実。

被告側主張 被告組織秩序への重大な攻撃。内容が形を変え伝播し、名誉棄損。

○警視庁公安部警察官へ相談し、資料を提供したこと

原告側主張 守秘義務を負う警察官に相談し、根拠のある情報を提供したもの。

被告側主張 情報漏洩により、事実を反した疑惑を外部に広めた。

原告・瀬尾に関する事項

○ディンプル社との随意契約に方針変更した経緯(原告瀬尾への圧力の有無)

原告側主張 方針変更は、打田会長の指示を受けた職員の圧力と「ディンプルの高橋さんに任せといたらええんや」との総長発言によるもの。

被告側主張 圧力や打田会長の関与はない。総長発言は見積り業者に加えてはどうかという提案。

○総長、秘書部長から事情聴取を受けたことに対して、懇親会の席で部下に対し、「総長は希代の大馬鹿者だ」と発言したこと

原告側主張 匿名文書の犯人であるかのような扱いを受けたことに対する、飲み会の席での上司に対する愚痴に過ぎない。

被告側主張 総長や担当者を誹謗し、部下からの信用を失墜させ、職場秩序を乱した。

尚、被告側は最終準備書面において、本件懲戒処分が無効とされれば、被告の信教の自由は決定的に破壊されるので、裁判所が神社神道を潰す結果となることを日本国憲法は許容しない筈であるなどとの主張を加えてきた。

以 上